



令和4年6月30日

期末・勤勉手当の支給について

本日支給の期末・勤勉手当の概要は下記のとおりです。

記

1 支給日 令和4年6月30日

2 支給内容

(単位：円)

区 分		令和4年度			令和3年度			増減率	平均年齢
		人 数	総支給額	1人当たりの平均額	人 数	総支給額	1人当たりの平均額		
特別職	市長	1	1,665,000	1,665,000	2	2,014,650	1,007,325	65.3%	—
	副市長	1	887,040	887,040	0	0	0	100.0%	—
	教育長	1	1,269,000	1,269,000	1	1,395,900	1,395,900	-9.1%	—
	病院事業管理者	1	1,440,000	1,440,000	1	1,584,000	1,584,000	-9.1%	—
	計	4	5,261,040	1,315,260	4	4,994,550	1,248,638	—	—
議 員	議 長	1	976,680	976,680	1	1,057,320	1,057,320	-7.6%	—
	副議長	1	823,080	823,080	1	898,920	898,920	-8.4%	—
	その他の議員	21	15,287,640	727,983	21	16,839,900	801,900	-9.2%	—
	計	23	17,087,400	742,930	23	18,796,140	817,223	—	—
その他の職員		1,535	1,036,351,053	675,147	1,545	1,159,231,314	750,312	-10.0%	39歳4月
合 計		1,562	1,058,699,493	677,785	1,572	1,183,022,004	752,559	-9.9%	—

※再任用短時間勤務職員は除いています。

※令和4年度期末手当は、支給月数の引下げおよび調整措置（3 調整措置参照）により減額しています。

※令和3年度の市長の期末手当は、現市長および前市長に支給したため、2名となっています。

※令和4年度の副市長の期末手当は、在職期間率60/100で支給しています。

※令和3年度数値については、令和3年6月30日の支給額です。

3 調整措置

令和3年の人事院勧告における期末手当の支給月数の引下げの勧告を受け、令和3年12月期の期末手当額の引下げが行われるところであったが、関連法の改正時期の関係により引下げを見送ったことから、当該引下げ相当額を今回で減額調整するもの。



4 支給月数

(単位：月)

区 分	特別職および議員		特別職・再任用職員を除く職員		再任用職員	
	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度
期末手当	1.600	1.650	1.200	1.275	0.675	0.725
勤勉手当			0.950	0.950	0.450	0.450
計	1.600	1.650	2.150	2.225	1.125	1.175

※勤勉手当については、勤務成績が良好な職員の支給月数です。

※令和3年度数値については、令和3年6月30日の支給月数です。

〈参考〉年間支給月数

(単位：月)

		特別職および議員		特別職・再任用職員を除く職員		再任用職員	
		令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度
6 月期	期末手当	1.600	1.650	1.200	1.275	0.675	0.725
	勤勉手当			0.950	0.950	0.450	0.450
1 2 月期	期末手当	1.600	1.650	1.200	1.275	0.675	0.725
	勤勉手当			0.950	0.950	0.450	0.450
年間合計		3.200	3.300	4.300	4.450	2.250	2.350

問い合わせ先

総務部人事課給与厚生係

担当：原田、堤、南（内線：456、457）

電話：0749-30-6106